



福岡県医発第2204号(地)

平成22年 3月 5日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

医療広告ガイドラインに関するQ&A(事例集)の追加について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局より日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありました。

本件は、平成19年10月11日付け福岡県医発第1201号(地)にてご連絡しておりました、厚生労働省がとりまとめた「医療広告ガイドラインに関するQ&A(事例集)」の内容が一部追加されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、Q&A(事例集)につきましては、厚生労働省ホームページに掲載されております。

追加箇所

- Q1-5~9 (広告の対象範囲、ガイドライン第2部関係)
- Q2-8~26 (広告可能な事項、ガイドライン第3部関係)
- Q3-3~4 (禁止される広告、ガイドライン第4部関係)
- Q5-3~4 (その他)

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/qa.html>

小郡三井医師会より

広報担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



(地 I 194)

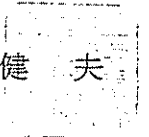
平成 22 年 3 月 2 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健 夫



医療広告ガイドラインに関する Q & A（事例集）の追加について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省による「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」（医療広告ガイドラインにつきましては、平成 19 年 4 月 12 日付日医発第 39 号（地 I 9）等の文書をもって、貴会に通知申し上げているところであります。

また、同ガイドラインに関する Q & A（事例集）についても、平成 19 年及び 20 年（更新）に貴会にお送りしておりますが、今般、広告の対象範囲、広告可能な事項、禁止される広告、その他の項につきまして、内容の一部追加がなされました。

つきましては、貴会におかれましても、本件について御了知いただくとともに、貴会管下医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願いいたします。



事 務 連 絡

平成22年2月19日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 医政主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

医療広告ガイドラインに関するQ&A（事例集）の追加について

医療法（昭和23年法律第205号）における広告規制については、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成19年3月30日付け医政発第0330014号医政局長通知別添）を作成し、同ガイドラインに関するQ&A（事例集）を厚生労働省のホームページに掲載（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/qa.html>）しているところですが、今般、その内容を一部追加（Q1-5～9、Q2-8～26、Q3-3～4及びQ5-3～4）いたしましたのでお知らせします。

医療法の広告規制の運用に活用いただくとともに、関係団体等への周知をお願いします。

＜連絡先＞

厚生労働省医政局総務課 高橋、田中

TEL 03-5253-1111（内2522、2518）

FAX 03-3501-2048

e-mail tanaka-ryoucl@mhlw.go.jp

医療広告ガイドラインに関するQ & A（事例集）追加

【Q 1 広告の対象範囲（ガイドライン第2部関係）】

Q 1－5 新聞や雑誌の「記事」は、通常は、患者の受診等を誘引する意図（誘因性）がないため、広告に該当しないとされていますが、広告に該当する「記事風広告」とはどのようなもののでしょうか。

A 1－5 新聞や雑誌等に掲載された治療方法等に関する記事であっても、医療機関が広告料等の費用を負担する等の便宜を図って記事の掲載を依頼することにより患者等を誘引するような場合は、「誘因性」が認められ、いわゆる「記事風広告」として広告に該当します。したがって、この場合は医療広告ガイドラインを遵守する必要があります。

Q 1－6 雑誌の同一紙面上の掲載物のうち、上段が治療法等に関する記事で、下段が当該治療等を実施している医療機関の広告の場合、上段と下段は異なる掲載物であるとして、上段の記事は広告に該当しないと考えるのでしょうか。

A 1－6 上段・下段に分離されているとの構成上の理由により、上段の記事が広告に該当しないと判断できません。例えば、当該医療機関が費用を負担する等の便宜を図って上段の記事の掲載を依頼することにより患者等を誘引するような場合は、上段の記事についても「誘因性」が認められ、いわゆる「記事風広告」として広告に該当します。したがって、この場合は医療広告ガイドラインを遵守する必要があります。

Q 1－7 広告のチラシ等に印刷されているQRコードを読み込むことで表示されるホームページ等は、広告に該当するのでしょうか。

A 1－7 QRコードを読み込むことで表示されるホームページ等は、当該医療機関の情報を得ようとの目的を有する者が、当該QRコードを読み込ませることで閲覧するものであり、インターネット上のホームページと同様に情報提供や広報として取り扱い、原則として広告とはみなさないこととなります。なお、そのような場合でも、他法令の規制の適用を受けることがありますので、他法令及び関連ガイドラインを遵守する必要があります。

Q 1-8 法第42条第1項各号（第3号を除く）に掲げる業務（以下「医療法人の附帯業務」）を専ら行うための施設について、当該施設を一般公開している場合、当該施設単独の広告を行うことは可能でしょうか。また、その際には医療広告ガイドラインに従う必要があるのでしょうか。

A 1-8 医療機関の広告として医療法人の附帯業務について掲載するものではなく、当該附帯業務を専ら行うための施設単独の広告については、医療広告には該当しないため、医療広告ガイドラインは適用されません。なお、そのような場合でも、他法令の規制の適用を受けることがありますので、他法令及び関連ガイドラインを遵守する必要があります。

Q 1-9 医療機関の敷地内において、医療に関係がなく、当該医療機関と関連性のないものとして区分され、患者の受診を誘引する意図が認められない事項について、単独で掲示することは可能でしょうか。

A 1-9 このような場合は、医療広告に該当しないため、掲示することが可能です。なお、他法令の規制の適用を受けることがありますので、他法令及び関連ガイドラインを遵守する必要があります。

【Q 2 広告可能な事項（ガイドライン第3部関係）】

Q 2-8 平成20年4月からの制度改正により、新しく広告することが認められなくなった診療科名（例えば胃腸科、こう門科など）について、制度改正前（平成20年3月31日以前）から紙面や看板上に診療科名を広告していましたが、内容はそのままに広告掲載の契約を単に更新しようと考えています。この場合、新たに更新契約を締結することになりますが、引き続き広告することは可能でしょうか。（法第6条の5第1項第2号関係）

A 2-8 平成20年3月31日以前から内容を変更することなく「更新のみを目的として契約」を行う場合は、広告の変更には該当しないため、引き続き広告することが可能です。

しかし、平成20年4月1日以後に新しい診療科名に変えるために、紙面、看板だけでなく、診療科名変更の届出も行った場合は、従前の診療科名を引き続き広告することはできず、新しい診療科名を広告することになります。

Q 2-9 広告可能な診療科名として「耳鼻いんこう科」が認められていますが、「耳鼻咽喉科」と漢字で表記することは可能でしょうか。（法第6条の5第1項第2号関係）

A 2-9 可能です。

Q 2-10 学会の認定する研修施設である旨は広告可能でしょうか。(法第6条の5第1項第5号関係)

A 2-10 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けたものには該当しないため、広告することはできません。

Q 2-11 据え置き型医療機器等の機械器具の配置状況について広告する際に、併せてメーカー名を広告することは可能でしょうか。(法第6条の5第1項第6号関係)

A 2-11 可能です。ただし、薬事法において、承認又は認証を得ていない医療機器(以下、「未承認医療機器」という。)については、その販売・授与等にかかる広告が禁じられている他、承認又は認証されている医療機器であっても、昭和55年10月9日薬発第1339号厚生省薬務局長通知の別紙「医薬品等適正広告基準」により、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとされていることに鑑み、医療機器が特定可能となる販売名や型式番号については、広告はできません。

Q 2-12 広告に従業者の写真を掲載することは可能でしょうか。(法第6条の5第1項第6号及び第7号、広告告示第1条第1号関係)

A 2-12 法又は広告告示により広告が可能とされた事項については、文字だけでなく、写真、イラスト、映像、音声等による表現が可能です。

例えば、以下のような広告は可能です。

- 従業者の人員配置として、病棟又は診療科の従業者の人数、配置状況として写真を掲載すること。
- 医療従事者に関する事項として広告可能な氏名、年齢、性別、役職及び略歴を写真とともに掲載すること。

Q 2-13 広告に診療風景等の写真を掲載することは可能でしょうか。(法第6条の5第1項第6号、第8号及び第11号関係)

A 2-13 法又は広告告示により広告が可能とされた事項については、文字だけでなく、写真、イラスト、映像、音声等による表現が可能です。

例えば、以下のような広告は可能です。

- 医療機関の構造設備に関する事項として、病室、談話室の設備の写真、据え置き型医療機器の写真を掲載すること。
- 医療機関の管理又は運営に関する事項として、セカンドオピニオンの実施、症例検討会の実施等の写真を掲載すること。

- 医療機関において提供される医療の内容に関する事項として、検査、手術等を含む診療風景の写真を掲載すること。なお、診療風景であっても、手術前、手術後のレントゲン写真等を含む写真を掲載することは、治療の効果に関する表現に該当するため広告できません。

Q 2-14 医療従事者の略歴として、学会の役員又は会員である旨は広告可能でしょうか。(法第6条の5第1項第7号、広告告示第1条第1号関係)

A 2-14 略歴として記載する事項は、社会的な評価を受けている客観的事実であってその正否について容易に確認できるものであることが必要です。例えば、地域医師会等での役職、学会の役員である旨については、現任であれば広告は可能ですが、当該法人又は当該学会のホームページ上等でその活動内容や役員名簿が公開されていることが必要です。また、学会の役員ではなく、単に会員である旨は、原則として広告できません。

なお、略歴とは、特定の経歴を特に強調するものではなく、一連の履歴を総合的に記載したものになります。

Q 2-15 医療従事者の略歴として、研修を受けた旨は広告可能でしょうか。(法第6条の5第1項第7号、広告告示第1条第1号関係)

A 2-15 研修については、研修の実施主体やその内容が様々であり、医療に関する適切な選択に資するものとそうでないものとの判断が困難であることから、広告することはできません。

Q 2-16 特定の医師のキャリアとして、その医師が行った手術の件数を広告することは可能でしょうか。(法第6条の5第1項第7号、広告告示第1条第1号、法第6条の5第1項第12号、広告告示第3条第1号関係)

A 2-16 医師個人が行った手術の件数については広告することができません。なお、当該医療機関で行われた手術の件数については、広告ガイドラインで示した範囲で広告することが可能です。

Q 2-17 医師等の専門性に関する資格名については、どのようなものを広告することができるのでしょうか。(法第6条の5第1項第7号、広告告示第1条第2号関係)

A 2-17 「広告可能な医師等の専門性に関する資格名等について」(平成19年6月18日医政総発第0618001号医政局総務課長通知)において広告が可能となっている資格名等について広告可能です。なお、広告に当たっては、「医師〇〇〇〇(××学会認定××専門医)」のように、認定団体の名称を資格名

とともに示す必要があります。

また、専門性の資格については、各関係学術団体により認定されるものですので、例えば、「厚生労働省認定〇〇専門医」等の標記は虚偽広告や、単に「〇〇専門医」との標記は誤解を与えるものとして誇大広告に該当するため、広告できません。

Q 2-18 医療法施行規則に定める事故等分析事業（財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業）への参加施設である旨を広告することは可能でしょうか。（法第6条の5第1項第8号関係）

A 2-18 可能です。

Q 2-19 治療の前後のイラストや写真を掲載することは可能でしょうか。（法第6条の5第1項第11号関係）

A 2-19 治療の効果に関する表現に該当するため広告できません。治療効果については、個々の患者の状態等により当然にその結果は異なるものであり、効果について誤認を与えるおそれがあることから、広告することはできません。

なお、治療結果の分析を行っている旨及び当該分析の結果を提供している旨については、広告をすることが可能です。また、患者等からの申し出に応じて、死亡率や術後生存率等の治療結果成績を説明することは、差し支えありません。

Q 2-20 「糖尿病治療」「がん治療」の広告は可能でしょうか。（法第6条の5第1項第11号、広告告示第2条第1号～第5号関係）

A 2-20 当該医療機関が行う治療方法が、専ら広告告示第2条第1号から第5号に規定する広告可能な治療法に該当する場合は、「糖尿病治療」「がん治療」等の広告が可能です。

Q 2-21 「肩の治療を行います」「腰の治療を行います」のような体の特定の部位を治療する旨の広告は可能でしょうか。（法第6条の5第1項第11号、広告告示第2条第1号～第5号関係）

A 2-21 当該医療機関が行う治療方法が、専ら広告告示第2条第1号から第5号に規定する広告可能な治療法に該当する場合は、「肩の治療を行います」「腰の治療を行います」等の特定の部位に対する治療を行っている旨の広告が可能です。

Q 2-22 歯科診療における「審美治療」は広告可能でしょうか。(法第6条の5第1項第11号、広告告示第2条第1号～第5号関係)

A 2-22 「審美治療」という表現で行われる医療行為については、現時点で医学的・社会的に様々な意見があり、広く定着していると認められていないため、広告できません。ただし、個々の治療の方法については、広告告示第2条第1号から第5号に規定する広告可能な治療方法であれば、その治療方法について広告することは可能です。

Q 2-23 医療機関の名称に併せて、「〇〇センター」と広告することは可能でしょうか。(法第6条の5第1項第13号、告示第4条第4号関係)

A 2-23 「〇〇センター」と広告することについては、法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所であるものとして、救急救命センター、休日夜間急患センター、総合周産期母子医療センター等、一定の医療を担う医療機関である場合又は当該医療機関が当該診療について、地域における中核的な機能、役割を担っていると都道府県等が認める場合に限り、その旨を広告することが可能です。

Q 2-24 広告可能な健康診査にはどのようなものがあるのでしょうか。(法第6条の5第1項第13号、広告告示第4条第6号関係)

A 2-24 健康診査については感染症予防法、労働安全衛生法等に基づく健康診断、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療等以外の保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等の公的な健康診査として実施されているものが広告可能です。

(広告可能な例)

「乳幼児健診」「妊婦健診」「胃がん検診」「子宮がん検診」「肺がん検診」
「乳がん検診」「大腸がん検診」「総合がん検診」「肝炎ウイルス検診」「特定健康診査」

なお、医療広告ガイドラインにおいて広告対象としては認められないものとして示しているもののほか、下記の例のように、現時点で医学的・社会的に様々な意見があり、広く定着していると認められない健康診査については広告できません。

(認められない例)

「血管ドック」、「骨ドック」、「肌ドック」「美容ドック」

Q2-25 「ストレス、イライラに対する健康相談」のように特定の症状に対する健康相談を実施している旨を広告することは可能でしょうか。(法第6条の5第1項第13号、広告告示第4条第6号関係)

A2-25 広告することは可能ですが、利用者にわかりやすい表現を用いることが望ましいです。

Q2-26 薬事法第2条第16項に規定する治験に係る被験者を募集する内容を医療広告に記載することは可能でしょうか。(法第6条の5第1項第13号、広告告示第4条第9号関係)

A2-26 広告で治験に係る被験者を募集することは差し支えありませんが、被験者が広告内容を適切に理解し、治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければなりません。

なお、特定の治験を対象とした被験者の募集を行うに当たっては、その手順について、広告の内容も含め、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年厚生省令第28号)第32条(医療機器にあっては、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年厚生労働省令第36号)第51条)により、治験審査委員会による審査を受ける必要があります。

【Q3 禁止される広告(ガイドライン第4部関係)】

Q3-3 「糖尿病外来」、「認知症外来」等の専門外来を設置している旨の広告は可能でしょうか。

A3-3 「〇〇外来」との表記については、広告が可能な診療科名と誤認を与える事項であり、広告することはできません。ただし、標榜可能な診療科名の範囲内で「糖尿病内科」との広告や、「糖尿病の治療を行います」、「認知症の治療を行います」等の表現による広告は可能です。

Q3-4 「無料相談」の広告は可能でしょうか。

A3-4 無料で健康相談を実施している旨についての広告は可能ですが、広告するに際し、費用を強調した広告は品位を損ねるもので、適切ではありません。

【Q5 その他】

Q5-3 医療機関の名称に「糖尿病」や「高血圧」等、特定の疾病や症状の名称を使用することは可能でしょうか。

A 5－3 可能です。

Q 5－4 複数の医療機関・薬局が集まっているビルの名称や商業施設の一角を「〇〇メディカルモール」等と称することは可能でしょうか。

A 5－4 ビルや商業施設を「〇〇メディカルモール」と称することについては差し支えありませんが、医療法第3条の規定により、疾病の治療をなす場所で、病院・診療所でないものは、病院又は診療所に紛らわしい名称をつけることはできません。